

カ ナ ダ

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (事例) 条約又は二国間共助取 決めはないが、証拠調べ の共助が行われたもの
II ルートの選 択基準			日本人か外国人かにかか わらず本ルート
III 作成すべき 文書等(訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付)			1 囑託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部
IV 訳 文			英 語
V 費 用			必 要